	七の三　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備	(1)　占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzの無線設備については、アからウの場合に判定を行う。なお、空中線電力の低下分を空中線の利得で補うもの以外の場合にあっては、最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下分を受信電力に加えることができる。 ア　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキャリアセンスを代行するものに限る。）にあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である場合。 イ　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、（一）六二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である場合。
	七の三　［同上］	(1)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九八・一五MHz又は一、九〇〇・五五MHzの周波数の電波を発射しようとする場合に限る。）にあっては、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波による受信電力が（一）八三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合及び本項(2)の場合に判定を行う。ただし、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が発射する電波の送信時間が一秒間に五ミリ秒以内である場合は、この限りでない。